

断えて深き河有り。水の色黒驚く、流れずして沖く寂なり。楮を以ちて中に置
 けども、彼方此方二の端に及ばず。前に立つ人言はく「汝此の河に没りて、能
 く我が跡を踐め」といふ。躑を踏みて度らしむ。前の道の頭に重樓閣有り。炫
 り耀きて晃を放つ。四方に簾を懸け、其の中に居る人面貌艶えず。一の使
 走り入りて白して言さく「召して將て来れり」とまうす。告げてのたまはく
 「召し入れよ」とのたまふ。詔を奉りて召し入らしむ。簾を聳きて問ひ
 て告はく「汝の後に立てる人を知るやいなや」とのたまふ。睨れば広足の妻
 懐任みて児を産むこと得ずして死にたるなり。すなはち答へて曰さく「是れ実
 に我が妻なり」とまうす。また告はく「此の女の患ふる事に依るが故に汝を召
 すなり。斯の女の受くべき苦は六年なり。之れが中に三年を受け、いまだ三年
 を受けず。今愁へて白さく「汝が児を孕みて之れに嬰りて死ぬ。故に今残の
 苦を汝と俱に受けむ」とまうす」とのたまふ。広足白言さく「我れ此の女の
 為に法華經を写し、講き読み供養して、受くる所の苦を救はむ」とまうす。妻
 白して言さく「実に白すが如く修はば、忽に免し、還すべし」とまうす。すな
 はち女の白すに隨ひて告げて曰はく「速に還りて疾に修へ」とのたまふ。広
 足詔を受けたまはりて、罷りて闕の門に至る。すなはち我れを召せる人を知

一 前路を断ち切つて。 經ならぬ無用のものを書
 二 墨汁を連想させる。 經ならぬ無用のものを書
 三 細枝。 来迎院本訓「シモト」。
 四 楮が河岸に届かない。 楮を橋として渡河しよ
 うと試みたのであろう。 五 「あとをふむ」の表
 記を讀み我輩「踏躑」と変化させている。
 六 冥界の王の居処。「金宮」(上巻二十縁)。「樓
 閣宮」(中巻五縁)などと類似する。 七 底本訓釈
 「篠(タマノスタシ)」。 篠は他に例をみない。
 「珠簾」(珠簾)などの省筆合字に由来するか。
 八 「たまのすだれ」の表記を「篠」(簾)と変化させ
 ている。 九 上巻二十縁には「今召し汝者、依汝
 妻愛申之事」とあった。
 〇 この数字が何を意味するのかわからない。
 一 法華經を女人救済のための經と把握してい
 る。 後代の地藏菩薩發心因緣十王經に特に「法
 花經」が言及され、賽の河原地藏和讃に妙法蓮
 華經方便品の「乃至童子戲、聚沙為仏塔」に
 拠つたと思われる叙述を含むことより推せば、
 地藏信仰と法華經とは親しい関係にあった。
 二 「或作」閻羅王身(大方広十輪經・序品)。
 「閻羅王」の名は知られていないが「地藏菩薩」の
 名は知られている、という口吻である。 本説話
 にみえる冥界、母、子、地藏菩薩、というイメ
 ージの結びつきは後代の地藏説話にも継承され
 る。
 三 捺印したのであろう。 冥報記下に、王孺の
 臂に捺印された一印が冥界からの帰還に際して
 通行手形の役割をはたすことから帰還に際して
 二形、二形、張羅には、再び罪を犯さないように
 と股に捺印され「印」をつけられた張羅の蘇生が
 述べられる。 捺印されたのではなく、冥界で受
 けた傷が述べられる説話は、法苑珠林・漁獵篇・

らむと念ひ、更に還りて白さく「御名を知らむと欲ふ」とまうす。爰に告げて
 のたまはく「我れを知らむと欲はば、我れは閻羅王なり。汝が国に地藏菩薩と
 稱ふは是れなり」とのたまひて、すなはち右の手を下して、我が頂を摩でたま
 ひて告げてのたまはく「我れ印点せり。故に災に逢はず。速忽に還り往け」
 とのたまふ。彼の手の指の大なること十抱余の如し」といふ。広足朝臣之くの
 如く語り伝へ、彼の死にたる妻の為に法花經を写し奉りて、講き読み供養し、
 福聚を追贈りて、彼の苦を贖赦ふ。斯れ奇異しき事なり。

法の如く写し奉る法華經火に焼けぬ縁 第十

牟婁沙弥は檀本氏なり。自度にして名無し。紀伊国牟婁郡の人なるが故に、
 字を牟婁と号ふ。沙弥は安諦郡の荒田村に居住み、鬢髪を剃除り、袈裟を著、
 俗に即きて家を収めて産業を営造む。法の如く清淨りて法花經一部を写し
 奉らむと願を発し、專自書き写したてまつる。大小の便利ごとに洗浴み身
 を淨め、書写の筵に就きてより以還、六箇月を遷てすなはち繕写し畢り、供
 養の後に漆を塗れる皮篋に入れたてまつり、外の処に安かずして住める室の

感応縁・方山開(爪跡)、金剛經鳩異、孫威・瘡、
 冥報記・上慧如淨、など。 冥界で捺印された
 跡が「瘡」となった例は、冥報記下・張法義。こ
 の印点のあとを人々に示し何らかの広足は自分の
 冥界での体験を語つたのであろう。
 原文(如十抱余)。このよきな「如」の用法
 はいささか異様。地藏菩薩の大きさが巨大すぎ
 て本説話の叙述と齟齬いまかりに通説にした
 がておくが、おそくは何らかの誤りを含ん
 だであろう。 前田家本には「如十抱余」とみえる。
 「把」は農具。くまでの類。「把」が十本の歯を
 有する杷を意味するのであれば、巨大な手の形
 容には適切であらう。しかし「杷」は解しがたい。

第十縁

今昔物語集・十二ノ二十九に書承。
 原文(如法)。法式にしたがって写経すること。
 と。下文に「如法清淨」とみえるように、身を
 清淨に保つための配慮が中心。 詳細は不明。 下
 文に「河東練行尼、所写如法經之功茲顯」とみ
 える河東の練行の尼の説話は諸書に収録されて
 いるが「如法經」と明記されず。 いま
 冥報記下によつて尼の行なひを示すならば衣
 のようである。 写経者は淨室に入る。 沐浴し衣
 を香で熏す。 淨室の壁を穿て竹筒を通して
 呼吸をおこなう。 法苑珠林・毘婆沙・感應縁にみ
 える曇羅説話中に「如法の語がみえる」のばあ
 いは、入浴して淨衣を着る。 八戒を受ける淨室
 に入る。 口に檀香を含む。 香を焼きき幡を懸け
 る。 天末詳。 本説話以外に所記をみない。 続
 紀・天平神護元年(七三〇)十月二十日条にみえる
 紀伊国名草郡の前少領の檀本連千嶋は同族か。
 七 和歌山県田辺市、西牟婁郡、東牟婁郡、三
 重県南牟婁郡、熊野市あたり。
 八 和歌山県有田郡、有田市あたり。

翼階に置いて、時々読みたてまつる。神護景雲三年歳の己酉に次るとしの夏五月の二十三日丁酉の午時に火を發し、惣家みなごとく焼け滅す。ただし彼の経を納めたる筥のみ、盛なる燭火の中に有りて、かつて焼き損ふ所無し。筥を開きて見たてまつれば、経の色儼然しくして、文字宛然なり。八方の人視聞きて、奇異びずといふこと無し。諺に知る、河東の練行の尼の写せる如法経の功茲に顯る、陳時に王与女の読める経の火の難を免れたる力再示ると。贊に曰はく「貴きかな、檀本氏、深く信ひ功を積みて一乘経を写す。護法の神衛りて、火は靈しき験を呈す」といふ。是れ不信の人の心を改むる能きものなり。談にして、邪見の人の悪を輟むる類たる師なり。

二の目盲ひたる女人薬師仏の木の像を帰敬ひて現に眼を明くること得る縁 第十一

諾楽京越田池の南蓼原里の中の蓼原堂に薬師如来の木像在す。帝姬阿倍天皇の代に当りて、其の村に二の目盲ひたる女有り。此一の女子を生み、年七歳なり。寡にして夫無く極めて窮しきこと比無し。食を索むること得ず、將

に飢ゑて死なむとして、自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみならず。徒に空しく飢ゑて死なむよりは、善を行はむに如かず」とおもひて、手に手を控かしめて其の堂に送り、薬師仏の像に向ひ眼を願ひて曰さく「我が命を惜むにあらず。我が子の命を惜む。一は是れ二人の命なり。願はくは我れに眼を賜へ」とまうす。檀越見矜みて戸を開き裏に入れ、像の面に向ひて称へ礼ましむ。二日を逕て副ひたる子見れば、其の像の臆より桃の脂の如き物忽然に出でて垂る。子母に告知らす。母聞きて食はむと欲ひ、故に子に告げて曰はく「搏りて吾が口に含めよ」といふ。然うして食へば、はなはだ甜し。すなはちまた目開く。定めて知る、心を至して願を發す、願はば得ずといふこと無し。と。是れ奇異しき事なり。

二の目盲ひたる男敬ひて千手観音の日摩尼の手を称へて現に眼を明くること得る縁 第十二

奈良京薬師寺の東の辺の里に、盲ひたる人有り。二の眼精盲ひたり。観音を帰敬ひ、日摩尼の手を称念へて眼の闇きを明けむとす。昼は薬師寺に正東の

一末詳。
 二晨朝、日中、などという定まつた時に。
 三七六九年。五月二十三日は庚寅にあたる。丁酉は五月三十日。五月二十三日が丁酉となるのは宝龜四年(七七三)。午時は、午前十一時から午後一時のころ。
 四整った姿であること。法苑珠林・敬法篇・感心縁に、狐元軌の如法潔淨にして書写した経が火事に遭うも焼けずに「宛然如故」であったとす。
 五そこであつたこと。法苑珠林・敬法篇・感心縁に、狐元軌の如法潔淨にして書写した経が火事に遭うも焼けずに「宛然如故」であったとす。
 六河東の練行の尼の書写した法華経は、龍門の僧法端の目には文字をあらわさなかつた(冥報記・上)。この説話は諸書に収録されているが、いずれも「如法」「如法経」という表現を含まない。法華経書写に關して「如法経」が説かれる例に、集神州三宝感通録・下・嚴禁の条がある。七末詳。

第十一縁 今昔物語集・十二ノ十九に書承。

八平城京の東南隅、左京九条あたりに所在したか。五徳池はその一部分の跡地か。
 九所在不明。
 一〇末詳。

二いかなる宿業か、という具体相は述べられない。
 三いたずらにむなしく飢ゑて死ぬことは、善行をおこなうことに及ばない。「徒空飢死」と「行善」とを比較し、「行善」をえらぶ。
 四食を錢でなく眼を願つてゐる。薬師如来本願経の「第六大願、願我來世得菩提時、若有來生、其身下劣、諸根不具、醜陋煩惱、瞽盲跛躄、身體背偻、白癩癩狂、若復有餘種種身病、聞我名已、一切皆得菩提、諸根具足身分圓滿」(第七大願、願我來世得菩提時、若有來生、諸患通切、無護無依、無有住处、遠離一切資生医薬、又無親屬、貧窮可愍、遠難得聞我名号、衆患悉除、無諸痛惱、乃至究竟無上菩提)という願にかかわる説話、とする松浦貞俊の指摘がある。
 五私の一つの命は、私と娘との二人の命である。
 六底本訓釈「搏(取也)」。

第十二縁 今昔物語集・十六ノ二十三に書承。

一「千手観音の手のひとつ。日精摩尼」と称陽を象徴した宝珠を持つ。「日精摩尼手」と称されることが多い。若為「眼闇無光明者、当於日精摩尼手」(千手千眼観世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼經)。「日摩尼手」若人欲眼開求光明者、可修「日摩尼法」(千光眼観自在菩薩秘密法経)。「称」は陀羅尼を唱える意であろう。千手千眼観世音菩薩大悲心陀羅尼經千光眼観自在菩薩秘密法経には、「日精摩尼手(日摩尼手)に關して全く異なつた陀羅尼を掲載している」。
 二外見川の潭とあり。
 三薬師寺の堂塔は南面して建てられていた。東門は奴婢門(薬師寺縁起)。原文「昼坐薬師寺於正東之門」。